

旅客営業規則の改定について

当社では、下記のとおり改定させていただきます。

記

1 対象規則

旅客営業規則

2 実施日

令和8年6月14日（日）初電より

3 内 容

精神障害者の本人確認方法にマイナポータルと連携されたミライロIDが追加されます。

以上

《お問合せ》

シーサイドライン 運輸部 業務課

TEL：045-787-7008

（9：00～17：20 土休日は除く）

旅客営業規則 新旧対照表

旧	新																						
<p>前略</p> <p>(精神障害者)</p> <p>第 38 条の 2 当社が取扱いをする「精神障害者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者手帳」という。）の交付を受けている者をいう。</p> <p>2 前項の精神障害者を、次に掲げる第 1 種精神障害者および第 2 種精神障害者に分ける。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">割引種別</th> <th style="text-align: center;">障害等級</th> <th style="text-align: center;">精神障害の状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第 1 種精神障害者</td> <td style="text-align: center;">1 級</td> <td>日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">第 2 種精神障害者</td> <td style="text-align: center;">2 級</td> <td>日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 級</td> <td>日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、または日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 第 1 種精神障害者および第 2 種精神障害者の別については、精神障害者手帳の「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」欄の記載により確認することができる。</p>	割引種別	障害等級	精神障害の状態	第 1 種精神障害者	1 級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	第 2 種精神障害者	2 級	日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの	3 級	日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、または日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの	<p>前略</p> <p>(精神障害者)</p> <p>第 38 条の 2 当社が取扱いをする「精神障害者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者手帳」という。）の交付を受けている者をいう。</p> <p style="color: red;">(注)「マイナンバーカードを活用した障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」（令和 8 年 5 月 1 4 日国鉄事第 2 1 7 号国土交通省鉄道局長通知）によるものは、精神障害者手帳に代わるものとするができる。</p> <p>2 前項の精神障害者を、次に掲げる第 1 種精神障害者および第 2 種精神障害者に分ける。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">割引種別</th> <th style="text-align: center;">障害等級</th> <th style="text-align: center;">精神障害の状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第 1 種精神障害者</td> <td style="text-align: center;">1 級</td> <td>日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">第 2 種精神障害者</td> <td style="text-align: center;">2 級</td> <td>日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 級</td> <td>日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、または日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 第 1 種精神障害者および第 2 種精神障害者の別については、精神障害者手帳の「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」欄の記載により確認することができる。</p>	割引種別	障害等級	精神障害の状態	第 1 種精神障害者	1 級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	第 2 種精神障害者	2 級	日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの	3 級	日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、または日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの
割引種別	障害等級	精神障害の状態																					
第 1 種精神障害者	1 級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの																					
第 2 種精神障害者	2 級	日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの																					
	3 級	日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、または日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの																					
割引種別	障害等級	精神障害の状態																					
第 1 種精神障害者	1 級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの																					
第 2 種精神障害者	2 級	日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの																					
	3 級	日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、または日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの																					